

QA集 (8月3日時点)

不明点がございましたら、事務局までお問合せください

項目	No	Q	A
(1)補助事業での支援対象について			
(1)	1	どのような設備の導入が支援対象になりますか？	概要資料のとおり、分類ごとの各要件を満たすような生産設備および、研究開発に必要な設備が対象となります。
(1)	2	投資した設備で、蓄電池材料・部材以外の材料・部材の製造も可能ですが、補助対象となりますか？	<p>原則として、投資した設備で、分類 A における技術要件を満たす蓄電池専用（※1）の用途となる材料・部材を生産する場合は、対象となります。</p> <p>ただし、事後報告の期間内（5年間）において、営業期間のうち概ね1／2以上が蓄電池専用用途の材料・部材の生産（生産準備含む）に供されることの見込みを申請時に示す（※2）こと、かつその実績を事後報告時に示す（※3）ならば、上記以外でも対象となる場合があります。</p> <p>※1 化学組成、純度、性能等が蓄電池専用であると言えるかどうかで判断します。ラベルで「専用」と表示している等の形式的区別があったとしても、汎用材料・部材は「専用」とはみなしません。</p> <p>※2 蓄電池専用の素材・部材以外にも生産可能な設備投資が必要であることの合理的な理由を提示していただく必要があります。</p> <p>※3 事後報告の期間内（5年間）において、営業期間のうち概ね1／2以上が蓄電池専用である実績を示せない場合、補助金を返納いただく可能性があります。</p>
(1)	3	どのような研究開発が支援対象になりますか？	<p>概ね5年程度以内を目途に実用化を目指す以下の研究開発投資に要する費用のうち、採択審査・採択決定を経て、交付決定を受けた際の研究開発計画の対象費用が支援対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資補助を受けて導入する設備の生産性を更に向上させるための研究開発投資 ・設備投資補助を受けて導入する設備で生産する予定の生産物（電池、材料・部材、リサイクルによって生み出される材料）に関する研究開発投資 ・設備投資補助を受けて導入する設備を活用して行う新技術・次世代製品のための開発投資

QA集 (8月3日時点)

不明点がございましたら、事務局までお問合せください

(1)	4	<p>研究開発は行わず、設備投資のみを行う場合でも補助の対象になりますか？</p>	<p>設備投資のみの投資計画の申請の場合は、支援対象とはなりません。研究開発について補助を受けない場合にも、以下の一部又は全部に該当する研究開発に関する2026年度までの計画を提出していただく必要があります。</p> <p>※研究開発について補助を受けない場合には、補助対象経費の予定等、一部記載事項が免除となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助を受けて導入する設備の生産性を更に向上させるための研究開発投資 ・補助を受けて導入する設備で生産する予定の生産物（電池、材料・部材、リサイクルによって生み出される材料）に関する研究開発投資 ・補助を受けて導入する設備を活用して行う新技術の開発投資 <p>※採択審査の結果、研究開発に関する補助が認められず、設備投資に対する補助のみが行われる場合があります。この場合、研究開発部分の不採択決定以降は、研究開発に関する各種の手続きは不要となります。</p>
(1)	5	<p>設備投資・研究開発の支援の対象となる費用は何ですか？</p>	<p>設備投資については、以下の費用が対象です。詳しくは公募開始時に公表する公募要領をご確認ください</p> <p>(1) 建物取得費、(2) 設備費、(3) システム購入費</p> <p>研究開発については、以下の費用が対象です。詳しくは公募開始時に公表する公募要領をご確認ください</p> <p>(1) 研究開発投資のための機械設備等</p> <p>(2) 研究開発投資のための労務費（研究員費・補助員費）</p> <p>(3) 研究開発投資のためのその他経費（システム購入費、消耗品費、旅費、外注費、諸経費）</p> <p>(4) 研究開発投資のための委託費・共同研究費</p>
(1)	6	<p>設備投資の主体と研究開発の主体が異なる場合や、共同研究を行う場合も補助対象になりますか？</p>	<p>補助対象になり得ますが、設備投資を行う主体が補助を受けて導入する設備に関連する研究開発を行う必要があります。また、設備投資と研究開発投資の主体が異なる場合は、共同申請をしていただく必要がありますので、留意してください。</p>

QA集 (8月3日時点)

不明点がございましたら、事務局までお問合せください

(1)	7	汎用的な部素材および副原料について、蓄電池専用であれば、それらを製造あるいは供給するための設備を補助対象とすることはできますか？	原則、汎用的な部素材および副原料などの製造・供給設備は補助対象にはなりません。 (1)の2にあるように、蓄電池専用であることが特性上から明らかであり、蓄電池以外の部素材等の製造・供給に容易に転用できない場合のみ、補助対象となります。
(1)	8	リサイクル後の素材が LIB に使われていることをトレース(管理あるいは証明)するの必要はありますか？	必ずしも実際にトレースする必要はありませんが、リチウムイオン蓄電池材料として使用可能な製品を製造していることをご説明ください。 ※後日、ヒアリング等を実施し、可能な範囲で証跡の提出をお願いする場合があります
(1)	9	リサイクル後の素材が LIB 原料ではなく、中間原料(ブラックマス/ブラックサンドなど)までの処理工程の場合は、補助対象になりますか？	LIB 原料としてサプライチェーンに供給できる状態には至らない処理である場合は、補助対象とはなりません。

QA集 (8月3日時点)

不明点がございましたら、事務局までお問合せください

(2)スケジュールについて			
(2)	1	補助申請に関する手続きの流れを教えてください。	<p>補助事業開始までの大まかな流れは以下のとおりです。</p> <p>①事務局への公募への応募申請、②採択審査、③採択決定・公表、④採択者からの補助金交付申請、⑤交付決定、⑥事業開始</p> <p>上記手続きの詳細及び補助期間中の手続きについては、事務局決定後、公表予定です。</p>
(2)	2	公募スケジュールはどのようになっていますか？	<p>現時点での公募予定は、以下を想定しております。変更の可能性もございますので、随時 HP 等をご確認ください。</p> <p>◆第一次公募（募集終了）</p> <p>6月下旬 採択事業者公表済</p> <p>◆第二次公募</p> <p>8月下旬 公募・受付開始</p> <p>10月上旬 公募締切</p> <p>10月中旬 ヒアリングの実施</p> <p>12月中旬 採択公表</p> <p>以降 採択者からの交付申請に基づき、交付決定手続き</p>

QA集 (8月3日時点)

不明点がございましたら、事務局までお問合せください

(2)	3	投資開始時期や終了時期の制約はありますか？	<p>【投資開始時期】</p> <p>設備投資については、原則として交付決定日以降の投資（発注）が支援対象となりますが、2021年12月21日以降の投資（発注）分については、事業への応募時に、事前着手申請書（様式は公募要領をご確認ください）を提出し、事業採択された場合には、補助対象となります。ただし、事前着手する場合にも、三者見積もり等、費用の適切性を示す選定プロセスは必須となりますのでご注意ください。</p> <p>※導入する設備が特殊であり、要求性能を満足する設備を製造できる者が三者いない場合等、三者見積もり以外の方法に依らざるを得ない場合には、事務局にご相談ください。</p> <p>研究開発投資については、交付決定日以降の投資（発注）が支援対象となり、事前着手は認められません。なお、いずれについても令和3年度補正予算成立日（2021年12月20日）以前に投資公表している案件については、補助事業の対象外となりますので、ご注意ください。</p> <p>【投資終了時期】</p> <p>設備投資については、原則として、2025年度中に検収を完了し、完了報告ができる投資が支援対象となりますが、特段の事情がある場合には、理由書及び遅くとも交付決定後1年以内に着工する旨の誓約書の提出を条件に、2026年度中まで延長することを認める場合があります。</p> <p>研究開発については、2026年度までに実施される研究開発計画に関する費用が支援対象となります。</p> <p>※25年度中（特段の理由がある場合は26年度中）に固定資産計上を完了していただく必要がございます。</p> <p>本格商業生産については、必ずしも同年度内の開始を求めない予定ですが、事後報告期間内における設備の稼働状況等をご報告いただく予定です。</p>
-----	---	-----------------------	--

QA集 (8月3日時点)

不明点がございましたら、事務局までお問合せください

(3) 審査・採択について		
(3)	1	<p>審査のポイントを教えてください。</p> <p>審査では、①設備の要件に合致した投資であるか、②国内サプライチェーン強靱化への寄与、③蓄電池産業の競争力強化や国内経済への寄与等を審査します。</p> <p>①については、概要資料および、公募開始時に公表される公募要領をご確認ください。</p> <p>②については、以下のような事項について、書類を提出していただき、審査を行う予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サプライチェーンリスク途絶リスクへの対処方針 ・ 蓄電池の製造時・廃棄時の温室効果ガス排出量低減への対処方針 ・ 材料の倫理的調達への対処方針 ・ (蓄電池のパッキング工程を含む投資の場合) バッテリーマネジメントシステム等のセキュリティ管理対策 <p>③については、以下のような事項について、書類を提出していただき、審査を行う予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発の内容と知財・技術の管理方針及び具体的な管理方法 ・ 補助事業を含めた電池関連事業の事業継続性 ・ 地域経済や雇用創出、ステークホルダーへの貢献 <p>詳細については、公募段階で公表する様式等をご確認ください。</p>
(3)	2	<p>採択・不採択の通知はどのように行われますか。</p> <p>採択・不採択の通知については、電子的手段（又は書面）で行うとともに、採択者名等については、事務局及び経済産業省のHPにおいて公表予定です。</p>

QA集 (8月3日時点)

不明点がございましたら、事務局までお問合せください

(4)その他補助制度全般			
(4)	1	研究開発投資の補助上限額が設備投資金額に応じて変動する制度となっていますが、最終的な設備投資金額が変動した場合、研究開発投資の補助上限の取扱いはどのようになりますか？	<p>設備投資補助の対象となる費用が交付決定時と比較して増加した場合でも、交付決定金額が増加することはありません。</p> <p>設備投資補助の対象となる費用が交付決定時と比較して減少した場合については、研究開発補助金額の上限が減少する可能性があります。</p> <p>具体的には、確定検査において設備投資補助対象経費と認定された金額を踏まえて再計算した研究開発補助の上限金額が、交付決定金額よりも低いときには、再計算した金額が補助の上限となり、補助金上限額が減少します。</p> <p>※再計算した金額の方が交付決定金額よりも高い場合には、引き続き交付決定金額が補助上限となります。</p>
(4)	2	交付決定の際の研究開発計画に変更が生じた場合、どのような手続きが必要ですか。補助金額の変更は認められますか？	<p>交付決定の際の研究開発計画に変更が生じる見込みが明らかとなった段階で、計画変更申請を行っていただく予定です。</p> <p>補助金額の変更についても、交付決定金額総額を超えない範囲であれば計画変更内容に応じて認められる可能性があります。</p>
(4)	3	採択後に、設備の仕様変更などは認められますか？	<p>原則、認められませんが、軽微な仕様変更であれば認められる可能性があります。生産量・処理量の減少等を伴えば補助金の再審査となる場合もあるため、どのような変更が想定されるのか、事前にご相談ください。</p>
(4)	4	蓄電池関連で複数の投資を検討しています。別々の申請として、2件の応募を行うことは可能ですか？	<p>1つの申請書としてまとめるべき投資については、投資主体、投資場所、投資内容に応じて判断することとなります。</p> <p>法人格の異なる主体（例えば、親会社と子会社など）が行う投資は、別の投資案件として、別の申請となります。</p> <p>法人格が同一の場合、①設備投資の内容の一体性・関連性、②投資場所の同一性（近接性）をベースに、同一性を判断することとなります。例えば、投資場所が別の場合は、原則として別の投資案件として、別申請となりますが、投資内容の相互関連性が高く（一つの出荷物を製造する前工程と後工程の分割など）、投資戦</p>

QA集 (8月3日時点)

不明点がございましたら、事務局までお問合せください

			略上も一体的なものであると考えられる場合には、同一の申請として扱うこととします。 判断に迷う場合には、事務局にご相談ください。
(4)	5	素材企業と蓄電池製造企業等、複数事業者で共同での応募は可能ですか？	補助事業で導入した設備を活用した研究開発を共同で実施する等、共同での応募は可能です。ただし、各企業の役割や事業内容が一体不可分であることが必要です。事前に事務局までご相談ください。
(4)	6	応募した事業の内容について、事業スキームやプロセスなどは公開されますか？	現段階では、企業名及び事業概要のみの公開を想定しております。
(4)	7	事業中および事業終了後にどのような報告をすることになりますか？	補助事業の実施中、その進捗状況等について年に1回報告書を提出いただくほか、半年に1回程度(1時間程度を想定)ヒアリングにご協力いただく予定です。事業終了後は、5年間稼働状況や事業の状況等について年1回の報告等を想定しています。
(4)	8	研究開発の成果(知財等)は、申請事業者に帰属しますか？	申請事業者に帰属します。補助金申請時に知財等の管理体制等の確認を実施します。
(4)	9	受け取ることができる補助金額の上限は、設備投資上限の150億円とその1/2の研究開発投資75億円を併せた225億円という認識で良いか？	制度上は、研究開発投資への補助金については上限額の設定がないため、「設備投資費用の1/2」が補助金の上限額となります。 詳細については、概要資料をご確認ください
(4)	10	他の補助金との併用は可能ですか？	国(特殊法人等を含む)が助成する他の制度との併用は原則認めておりませんが、福島県浜通り地域等12市町村(原子力災害による避難指示の出た地域)への立地をしていただく場合には、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金による建物・設備費用及び土地取得・造成費用を追加支援いたします。また、地方自治体の予算で実施される制度との併用が可能なケースはあるため、事務局および該当自治体の担当者に別途ご確認ください。
(4)	11	応募時に見積もり書類の提出は必要ですか？	応募段階においては、見積もりの証拠となる書類を提出する必要はありません。採択決定後の交付申請の段階で、申請額の根拠となる見積もり書類(1件以上)を提出いただき、最終的な確定検査の際に三者見積もりの証拠となる書類を提出いただくこととなります。